

令和4年度 第8回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年10月20日（木） 13時30分～14時6分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男	○	
事務局		局長	佐々木元	○	
		次長	菅原正宏	○	
		主査	島原理絵	○	

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出について
 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 報告第16号 農地使用貸借の合意解約の届出について
 報告第17号 現状変更届について

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長
(13時30分開会)

- 議長 ただいまより、令和4年度第8回平泉町農業委員会総会を始めます。
本日の出席委員は7人全員ですので、会議は成立しています。
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、5番委員、6番委員の両名を指名します。会議
書記には、事務局の菅原次長と島原主査をお願いします。
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 佐々木局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長
説明願います。
- 佐々木局長 (本日の議案件数等を説明)
- 議長 それでは、「報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出について」、
事務局説明願います。
- 島原主査 (報告案件の朗読、説明)
- 所有者死亡による相続3件です。
- 議長 ただいまの「報告第14号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第14号」を終わります。
議長 次に、「報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について」、
事務局説明願います。
- 島原主査 (提出議案の朗読、説明)
- 話し合いによる合意解約1件と農地所有者が所有権移転を申請するための合意
解約2件です。
- 議長 ただいまの「報告第15号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第15号」を終わります。
- 議長 次に、「報告第16号 農地使用貸借の合意解約の届出について」、事務局説
明願います。
- 島原主査 (報告案件の朗読、説明)
- 営農が困難なための合意解約5件です。
- 議長 ただいまの「報告第16号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第16号」を終わります。
議長 次に、「報告第17号 現状変更届について」、事務局説明願います。
- 菅原次長 (提出議案の朗読、説明)
- 計画は、平泉地区の畑1筆694㎡のうち92.4㎡、農業用施設としての農

業用倉庫の建設であるが、農地部分の現状変更に係る面積が200㎡以内でかつ農業用施設の建設となることから現状変更届として取り扱いになります。

詳細は、既存のパイプハウスを撤去し新たな農業用パイプハウスの設置と土間コンクリートを施工するものです。

以上、現状変更の届出1件です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査を実施されました委員の方から調査結果の報告並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員 10月14日に、4番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。番号3番の内容につきましては、資料及び事務局の説明のとおりであります。計画は、既存のパイプハウスの建て替えでございます。現状変更により周辺農地に与える影響はないものと考えます。

議長 ただいまの「報告第17号」について、発言のある方は挙手をお願いします。発言がないようですので、「報告第17号」を終わります。

議長 それでは議案審議に入ります。「議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局説明願います。

島原主査 (提出議案の朗読、説明)

耕作の利便性を考慮した農地の交換移転2件と所有権移転設定1件で、事前にお渡ししている調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは現地調査をした委員、5番委員。

5番委員 10月14日に、4番委員、菅原次長と現地調査を実施しました。所有権4及び所有権5については、各々の屋敷周りにある農地を交換し、耕作の利便性を図るための所有権移転となります。該当地番3筆は保全管理されており、農地現況も良好で問題がないと思われま

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。

議長 次に、「議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、事務局説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

番号4については、第1種農地の例外規定、住宅等で集落に接続して設置するに該当しますので、許可相当と考えます。また、雨水の排水計画も妥当である。

番号5については、農用地区域内(白地)「農業振興地域整備計画達成に支障のない」旨を担当課より確認し、3年以内の一時転用1件について許可相当と考えております。

議長 それでは現地調査をした委員、5番委員。

5番委員 番号4について、10月14日に、4番委員、推進委員、菅原次長と現地調査

を実施しました。転用予定地は、1.5メートル下の自宅前の畑となっております。譲受人の庭が広いことから、冬期間は雪置場として利用し、その他の時期には露天駐車場として活用するようです。雨水等の排水計画も妥当で、周辺農地に与える影響はないものと思われま

4番委員 番号5について、10月14日に、5番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。昨年度も露天資材置場として一時転用をおこなった農地となります。近隣農地への影響もないことから転用をすることに問題がないと考え

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、許可相当と決定します。

これをもちまして、令和4年度第8回平泉町農業委員会総会を終わります。ご苦勞様でした。

(14時6分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉 賢一 ⑩

署名人 5番 鈴木 正昭 ⑩

署名人 6番 石川 文士良 ⑩